

住宅防火対策推進懇談会開催要綱

(目 的)

第 1 条 住宅防火対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）は、住宅火災を防止し、死者の大幅な低減を目指し、住宅防火対策を推進することを目的とする。

(所管事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について審議し、住宅防火対策を推進する。

- (1) 住宅防火対策の推進に係る事業に関すること。
- (2) 防火意識の高揚に係る広報等に関すること。
- (3) 住宅用防災機器等及び防災物品等の開発・普及に関すること。
- (4) 住宅防火に係る調査研究の推進に関すること。
- (5) その他住宅防火対策の推進に必要な事項に関すること。

(懇談会)

第 3 条 懇談会は、次により構成する。

- (1) 懇談会の構成員は、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者等のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- (2) 懇談会は、招集された構成員の 2 分の 1 以上の構成員の出席をもって成立する。
- (3) 懇談会には、会長及び副会長を置く。
- (4) 会長は、構成員の互選により選出する。
- (5) 会長は、構成員会を主宰する。
- (6) 会長は、副会長を指名する。
- (7) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (8) 懇談会への出席を依頼する構成員は、会議内容に応じて、会長が構成員から選定し、招集する。

(委員の責務)

第 4 条 構成員は、第 2 条の審議の結果、推進することとされた事業に積極的に協力するとともに、自らが所属し又は関係する機関、団体等に対して、協力を要請するよう努めるものとする。

(委員の任期)

第 5 条 構成員の任期は 2 年以内とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶 務)

第 6 条 懇談会の庶務は、消防庁予防課において処理する。

(意見聴取)

第 7 条 懇談会は、懇談会の内外から広く意見を求めることができる。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 15 日から実施する。